

南区まちづくり懇談会開催要綱

(開催)

第1条 「南区のまちづくりに向けたアクションプラン」の改定に当たり、区民等からの意見を幅広く聴取し、区の地域特性を生かした計画づくりに取り組むため、南区まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、南区の魅力と活力の向上を図る観点から、特色ある南区のまちづくりの方向性に関する事項等について意見交換を行う。

(構成)

第3条 懇談会は、おおむね10人程度の委員をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南区長が依頼する。

- (1) 各種団体の関係者
- (2) その他南区長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、南区長が必要と認めるときに開催する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、南区長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 懇談会において、南区長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、南区市民部地域起こし推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、南区長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。